

令和4年6月16日
(第4回定例会)

美瑛町議会議案

議 案 目 次

議案第	1号	美瑛町税条例等の一部改正について	-----	1～ 8
議案第	2号	美瑛町都市計画税条例の一部改正について	-----	9～ 10
議案第	3号	美瑛町過疎地域の持続的発展の支援に関する 特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に 関する条例の一部改正について	-----	11
議案第	4号	令和4年度美瑛町一般会計補正予算（第2 号）について	-----	12～ 26
議案第	5号	財産の無償譲渡について	-----	27
議案第	6号	北海道市町村総合事務組合格約の変更につい て	-----	28
議案第	7号	北海道市町村職員退職手当組合格約の変更に ついて	-----	29
議案第	8号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約 の変更について	-----	30
議案第	9号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定 について	-----	31～ 32
議案第	10号	請負契約の締結について	-----	33
諮問第	1号	人権擁護委員候補者の推薦について	-----	34
報告第	1号	令和3年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計 算書について	-----	35～ 36
報告第	2号	令和3年度美瑛町一般会計事故繰越し繰越計 算書について	-----	37～ 38
報告第	3号	美瑛町土地開発公社の経営状況について	-----	39～ 44
報告第	4号	有限会社美瑛物産公社の経営状況について	-----	45～ 50
報告第	5号	一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況 について	-----	51～ 55
報告第	6号	一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経 営状況について	-----	56～ 62

議案第 1 号

美瑛町税条例等の一部改正について

美瑛町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 6 月 1 6 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町税条例等の一部を改正する条例

(美瑛町税条例の一部改正)

第 1 条 美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条の 4 中「交付」の次に「（法第 3 8 2 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える。

第 3 3 条第 4 項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 3 6 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第 3 3 条第 6 項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 3 6 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第 3 4 条の 7 第 1 項第 1 号オ中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成 2 0 年政令第 1 5 5 号）附則第 1 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第 2 1 7 条第 1 項第 2 号及

び第3号に規定する民法法人を含む。)」を削る。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の道民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3第2項及び第3項中「附記」を「付記」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の

次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第53条の7中「第2条第2項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第73条の2中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加え、「閲覧の手数料」を「閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料」に改める。

第73条の3中「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を、「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」の」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同

条第13項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第23項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第24項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第26項を第27項とし、第25項を第26項とし、第24項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅」を「特定熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が前年度の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第

1 項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第 17 条の 2 第 3 項中「、第 37 条の 8 又は第 37 条の 9」を「又は第 37 条の 8」に改める。

附則第 20 条の 2 第 4 項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 20 条の 3 第 4 項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 20 条の 3 第 6 項中「年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第 24 条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第 25 条を削る。

（美瑛町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 美瑛町税条例等の一部を改正する条例（令和 3 年美瑛町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち美瑛町税条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢 16 歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

（施行期日等）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の美瑛町税条例の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中美瑛町税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項、第17条の2第3項及び第24条の改正規定並びに同条例附則第25条を削る改正規定並びに第2条の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中美瑛町税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項、第36条の3第2項及び第3項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中美瑛町税条例第18条の4の改正規定、同条例第73条の2の改正規定（「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）及び同条例第73条の3の改正規定（「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和6年4月1日）

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の美瑛町税条例（以下「新条例」という。）第18条の4（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（町民税に関する経過措置）

第3条 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の美瑛町税条例（次項に

において「旧条例」という。)第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の美瑛町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の美瑛町税条例第73条の2(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。

4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の美瑛町税条例第73条の3(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書(同条た

だし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

議案第 2 号

美瑛町都市計画税条例の一部改正について

美瑛町都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 6 月 1 6 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町都市計画税条例の一部を改正する条例

美瑛町都市計画税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 1 6 項」を「附則第 1 5 条第 1 5 項」に改める。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 4 項」を「附則第 1 5 条第 3 3 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 5 項」を「附則第 1 5 条第 3 4 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 4 2 項」を「附則第 1 5 条第 3 9 項」に改める。

附則第 1 5 項を附則第 1 6 項とする。

附則第 1 4 項中「第 1 5 項から第 1 9 項まで、第 2 1 項、第 2 2 項、第 2 6 項、第 2 9 項、第 3 3 項から第 3 5 項まで、第 3 7 項から第 3 9 項まで、第 4 2 項若しくは第 4 3 項」を「第 1 4 項から第 1 8 項まで、第 2 0 項、第 2 1 項、第 2 5 項、第 2 8 項、第 3 2 項から第 3 6 項まで、第 3 9 項、第 4 0 項若しくは第 4 4 項」に改め、同項を附則第 1 5 項とする。

附則第 1 3 項中「附則第 7 項及び第 9 項」を「附則第 8 項及び第 1 0 項」に、「附則第 7 項及び第 1 0 項」を「附則第 8 項及び第 1 1 項」に、「第 1 0

項及び第11項」を「第9項、第11項及び第12項」に、「附則第10項から第12項まで」を「附則第11項から第13項まで」に、「附則第12項の「農地」を「附則第13項の「農地」に、「附則第12項の「前年度分の」を「同項の「前年度分の」に改め、同項を附則第14項とし、附則第12項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第10項とし、附則第8項を附則第9項とする。

附則第7項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」を加え、同項を附則第8項とし、附則第6項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第44項の条例で定める割合）

6 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の美瑛町都市計画税条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の美瑛町都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第3号

美瑛町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部改正について

美瑛町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年6月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例（令和3年美瑛町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第12条第3項」を「第12条第4項」に、「第45条第2項」を「第45条第3項」に、「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

議案第4号

令和4年度 美瑛町一般会計補正予算（第2号）について

令和4年度美瑛町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ443,300千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,889,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年6月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		870,798	178,113	1,048,911
	1 国庫負担金	321,221	9,655	330,876
	2 国庫補助金	528,647	168,458	697,105
15 道支出金		727,662	135,317	862,979
	2 道補助金	456,439	135,317	591,756
17 寄附金		1	29,396	29,397
	1 寄附金	1	29,396	29,397
19 繰越金		22,900	98,589	121,489
	1 繰越金	22,900	98,589	121,489
20 諸収入		272,911	385	273,296
	5 雑入	155,059	385	155,444
21 町債		1,184,000	1,500	1,185,500
	1 町債	1,184,000	1,500	1,185,500
歳 入 合 計		10,445,700	443,300	10,889,000

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		1,746,987	52,374	1,799,361
	1 総務管理費	1,694,453	52,374	1,746,827
3 民生費		1,012,727	149,614	1,162,341
	1 社会福祉費	572,882	135,764	708,646
	2 児童福祉費	439,845	13,850	453,695
4 衛生費		1,356,723	13,347	1,370,070
	1 保健衛生費	1,073,065	13,347	1,086,412
6 農林水産業費		723,564	113,867	837,431
	1 農業費	420,846	113,867	534,713
7 商工費		783,761	104,065	887,826
	1 商工費	511,191	97,238	608,429
	2 文化スポーツ振興費	272,570	6,827	279,397
8 土木費		1,559,487	△36,120	1,523,367
	2 道路橋梁費	1,078,711	△37,000	1,041,711
	4 都市計画費	376,676	770	377,446
	5 住宅費	52,805	110	52,915
9 消防費		347,947	16,757	364,704
	1 消防費	347,947	16,757	364,704
12 諸支出金		565,281	29,396	594,677
	1 普通財産取得費	33,155	29,396	62,551
歳 出 合 計		10,445,700	443,300	10,889,000

第 2 表 地方債補正

(変 更)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	変 更 前				変 更 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
辺 地 対 策 事 業	225,000	証 書 借 入 又 は 証 券 行	3.0% 以 内	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの による。ただ し、町財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは 低利に借換え することがで きる。	226,500	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
朗根内上俵真布線道路整備事業	(5,100)				(5,700)			
北瑛旭第6線道路整備事業	(36,700)				(39,300)			
美園村山線道路整備事業	(78,000)				(67,200)			
旭美瑛線道路整備事業	(25,700)				(25,900)			
新星線道路整備事業	(27,500)				(36,400)			
合 計	1,184,000				1,185,500			

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
14		国庫支出金	870,798	178,113	1,048,911
	1	国庫負担金	321,221	9,655	330,876
	2	衛生費負担金	27,570	9,655	37,225
	2	国庫補助金	528,647	168,458	697,105
	1	総務費補助金	78,734	145,576	224,310
	2	民生費補助金	19,086	50,543	69,629
	3	衛生費補助金	24,967	3,692	28,659
	5	土木費補助金	400,336	△39,474	360,862
	7	商工費補助金	0	8,121	8,121
15		道支出金	727,662	135,317	862,979
	2	道補助金	456,439	135,317	591,756
	1	総務費補助金	1,650	450	2,100
	4	農林水産業費補助金	415,977	113,867	529,844
	5	商工費補助金	7,865	21,000	28,865
17		寄附金	1	29,396	29,397
	1	寄附金	1	29,396	29,397
	1	寄附金	1	29,396	29,397

(一般会計)

節		説明	
区分	金額		
1	9,655	1	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金
1	145,576	1	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
1	36,693	1	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業補助金
2	13,850	1	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金
1	3,692	1	疾病予防対策事業費等補助金
2	△39,529	1	朗根内上俵真布線道路改良舗装事業交付金 △561
		2	北瑛旭第6線道路改良舗装事業交付金 △2,640
		3	美園村山線道路改良舗装事業交付金 △49,212
		4	旭美瑛線道路改良舗装事業交付金 △253
		5	新星線道路改良舗装事業交付金 13,137
4	55	1	公営住宅建替推進事業交付金
1	8,121	1	地方スポーツ振興費補助金
1	450	1	UIJターン新規就業支援事業移住支援交付金
1	113,867	1	環境保全型農業直接支払交付金 100
		2	農地利用効率化等支援交付金 31,970
		3	持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金 81,797
1	21,000	1	プレミアム付商品券発行支援事業費補助金
1	29,396	1	寄附金 1,000
		2	まちづくり寄附金 28,396

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
19		繰越金	22,900	98,589	121,489
	1	繰越金	22,900	98,589	121,489
	1	繰越金	22,900	98,589	121,489
20		諸収入	272,911	385	273,296
	5	雑入	155,059	385	155,444
	4	雑入	155,056	385	155,441
21		町債	1,184,000	1,500	1,185,500
	1	町債	1,184,000	1,500	1,185,500
	6	土木債	422,800	1,500	424,300

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 繰越金	98,589	1 前年度繰越金	
2 雑入	385	1 町有建物災害共済金	
1 道路橋梁債	1,500	1 道路橋梁債 1,500 (1) 辺地対策 朗根内上俵真布線道路整備事業債 (600) (2) 辺地対策 北瑛旭第6線道路整備事業債 (2,600) (3) 辺地対策 美園村山線道路整備事業債 (△10,800) (4) 辺地対策 旭美瑛線道路整備事業債 (200) (5) 辺地対策 新星線道路整備事業債 (8,900)	

(歳出)

2	1	8	13	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
								特定財源	一般財源
				総務費	1,746,987	52,374	1,799,361	450	51,924
				総務管理費	1,694,453	52,374	1,746,827	450	51,924
				移住対策費	49,013	600	49,613	道支出金 450	150
				諸 費	72,942	51,774	124,716		51,774
3				民生費	1,012,727	149,614	1,162,341	146,543	3,071
	1			社会福祉費	572,882	135,764	708,646	132,693	3,071
		1		社会福祉総務費	44,055	135,764	179,819	国庫支出金 132,693	3,071

(一般会計)

(単位：千円)

区分	金額	節	説 明	
			金額	説明
18	600	負担金補助及び交付金	1 足腰の強い産業づくり (1)UIJターン新規就業支援事業 18 交付金(補)	600 600 (600)
1	1,205	報酬	1 みんなで歩むまちづくり (1)過年度歳入過誤納還付金	51,774 5,997
3	130	職員手当等	22 償還金利子及び割引料(補) (2)まちづくり寄附管理事業	(5,997) 45,777
4	227	共 済 費	1 会計年度任用職員報酬 3 会計年度任用職員手当	(1,205) (130)
7	27,171	報 償 費	4 会計年度任用職員社会保険料 7 報償(物)	(227) (27,171)
8	24	旅 費	8 費用弁償	(24)
11	17,020	役 務 費	11 通信運搬費(物) 11 手数料(物)	(13,089) (3,931)
22	5,997	償還金利子及び割引料		
1	411	報酬	1 とともに支え合うまちづくり (1)成年後見制度推進事業	135,764 120
3	240	職員手当等	11 手数料(物)	(120)
4	180	共 済 費	(2)新型コロナ療養支援事業 10 消耗品費(事)	2,800 (2,800)
10	2,900	需 用 費	(3)住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業 1 会計年度任用職員報酬	36,693 (411)
11	560	役 務 費	3 時間外勤務手当 4 会計年度任用職員社会保険料	(240) (180)
12	473	委 託 料	10 消耗品費(物) 11 通信運搬費(物) 11 手数料(物)	(100) (113) (176)
18	131,000	負担金補助及び交付金	12 業務委託(物) 18 交付金(扶) (4)くらしの安定実現事業 11 通信運搬費(物) 18 補助金(補)	(473) (35,000) 96,151 (151) (96,000)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	2	児童福祉費	439,845	13,850	453,695	13,850	
		1 児童福祉総務費	201,177	13,850	215,027	国庫支出金 13,850	
4	1	衛生費	1,356,723	13,347	1,370,070	13,347	
		保健衛生費	1,073,065	13,347	1,086,412	13,347	
		3 予 防 費	80,586	13,347	93,933	国庫支出金 13,347	
6	1	農林水産業費	723,564	113,867	837,431	113,867	
		2 農業費	420,846	113,867	534,713	113,867	
		2 農業振興費	362,702	113,867	476,569	道支出金 113,867	

(一般会計)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報 酬	575	1 ともに支え合うまちづくり (1)子育て世帯生活支援給付金事業 13,850
3 職員手当等	450	1 会計年度任用職員報酬 (575) 3 時間外勤務手当 (450)
4 共 済 費	200	4 会計年度任用職員社会保険料 (200)
10 需 用 費	526	10 消耗品費 (物) (526) 11 通信運搬費 (物) (40) 11 手数料 (物) (209)
11 役 務 費	249	18 交付金 (扶) (11,850)
18 負担金補助及び交付金	11,850	
12 委 託 料	13,347	1 ともに支え合うまちづくり (1)新型コロナウイルスワクチン接種事業 12 業務委託 (事) (13,347)
10 需 用 費	100	1 足腰の強い産業づくり (1)環境保全型農業直接支払交付金 100
18 負担金補助及び交付金	113,767	10 消耗品費 (事) (82) 10 燃料費 (事) (18) (2)農地利用効率化等支援交付金 31,970 18 補助金 (事) (31,970) (3)持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金 81,797 18 補助金 (事) (81,797)

- 22 -

- 21 -

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源	一般財源		
7		商工費	783,761	104,065	887,826	78,697	25,368
	1	商工費	511,191	97,238	608,429	71,870	25,368
	2	商工業振興費	178,994	61,118	240,112	国庫支出金 20,000 道支出金 21,000	20,118
	3	観光費	259,136	36,120	295,256	国庫支出金 30,870	5,250
	2	文化スポーツ振興費	272,570	6,827	279,397	6,827	
	8	イベント推進費	27,571	6,827	34,398	国庫支出金 6,827	
8		土木費	1,559,487	△36,120	1,523,367	△37,589	1,469
	2	道路橋梁費	1,078,711	△37,000	1,041,711	△38,029	1,029
	2	道路新設改良費	624,307	△37,000	587,307	国庫支出金 △39,529 地方債 1,500	1,029
	4	都市計画費	376,676	770	377,446	385	385
	3	公園費	178,343	770	179,113	諸収入 385	385
	5	住宅費	52,805	110	52,915	55	55
	2	住宅建設費	30,691	110	30,801	国庫支出金 55	55

(一般会計)

区 分	金 額	説 明	
		説 明	
11 役 務 費	1,078	1 足腰の強い産業づくり (1)消費活性化事業	61,118 60,040
18 負担金補助 及び交付金	60,040	18 補助金(補) (2)電子地域通貨運営事業 11 手数料(物)	(60,040) 1,078 (1,078)
14 工事請負費	2,826	1 足腰の強い産業づくり (1)四季の情報館管理運営事業	36,120 2,826
18 負担金補助 及び交付金	33,294	14 改修工事(事) (2)サイクルツーリズム推進事業 18 補助金(補) (3)びえいの観光応援事業 18 補助金(補)	(2,826) 1,294 (1,294) 32,000 (32,000)
18 負担金補助 及び交付金	6,827	1 足腰の強い産業づくり (1)美瑛センチュリーライド事業 18 補助金(補)	6,827 6,827 (6,827)
14 工事請負費	△37,000	1 安全・安心なまちづくり (1)美園村山線道路改良舗装事業 14 整備工事(事) (2)新星線道路改良舗装事業 14 整備工事(事)	△37,000 △60,000 (△60,000) 23,000 (23,000)
10 需 用 費	770	1 安全・安心なまちづくり (1)公園維持管理事業 10 修繕料(維)	770 770 (770)
21 補償補填及 び賠償金	110	1 安全・安心なまちづくり (1)公営住宅建替推進事業 21 補償金(事)	110 110 (110)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
9					
1					
1					
	347,947	16,757	364,704		16,757
	347,947	16,757	364,704		16,757
	347,947	16,757	364,704		16,757
12					
1					
9					
	565,281	29,396	594,677	29,396	
	33,155	29,396	62,551	29,396	
	0	29,396	29,396	寄附金 29,396	

節		説 明	
区 分	金 額		
18	16,757	1 安全・安心なまちづくり (1)大雪消防組合負担金 18 負担金(補)	16,757 16,757 (16,757)
24	29,396	1 みんなで歩むまちづくり (1)丘のまちはいえいまちづくり基金の運用管理事業 24 積立金(積)	29,396 29,396 (29,396)

(一般会計)

議案第5号

財産の無償譲渡について

下記のとおり財産を無償で譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

1 無償譲渡する財産の内容

(1) 建物

名 称	道の駅びえい「丘のくら」電気自動車用急速充電器棟
所 在 地	美瑛町本町1丁目132番
構 造	木造平屋建
延床面積	4.80平方メートル
建 築 年	平成26年

(2) 機械及び装置

名 称	道の駅びえい「丘のくら」電気自動車用急速充電器
仕 様	定格出力35キロワット相当
取 得 年	平成26年

2 無償譲渡の相手方

東京都港区三田3丁目11番36号 三田日東ダイビル4階
株式会社 e-Mobility Power
代表取締役社長 四ツ柳 尚子

議案第6号

北海道市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合同規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1上川総合振興局（30）の項中「（30）」を「（31）」に改め、「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

別表第2の9の項中「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

議案第7号

北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

北海道市町村職員退職手当組合同約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合同約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表上川管内の項中「富良野広域連合」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第 8 号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 16 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規
約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約（昭和 43 年 5 月 1 日地方第 722 号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「上川中部福祉事務組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第9号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

下記辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり定めたいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

辺地名 美沢・白金辺地

総合整備計画書

北海道 美瑛町 美沢・白金辺地
 (辺地の人口 361人、面積 51.3km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
上川郡美瑛町字美沢、白金
- (2) 地域の中心の位置
上川郡美瑛町字美瑛原野45番地7号
- (3) 辺地度数
115点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 道 路 ～ 美沢18線道路は道道十勝岳温泉美瑛線から町道美沢3号線を通り、町道2号幹線と連結する路線である。十勝岳火山噴火災害に伴う避難路として定められており、緊急避難路として地域の安全性確保に寄与する。
- ・ 観光又はレクリエーションに関する施設 ～ 十勝岳ジオパーク構想に関する地域の魅力を伝えるための主要施設として、既存の「十勝岳火山砂防情報センター」を再整備する。
観光地域である白金地区において、十勝岳の麓に位置する白金牧場は、雄大な自然景観を楽しむことができることから、それを有効に活用するため遊歩道や休憩場所等の観光設備を整備する。
- ・ 経営近代化施設 ～ 平成27年より町営にて運営している白金牧場は、町内外より7か月齢以上の育成牛の預託を受けている。これにより酪農家の労務軽減が図られるとともに良質な乳質、乳量増産に寄与している。当該施設の長寿命化と経営の近代化を目的とした育成舎の改修を行う。

3. 公共的施設の整備計画 令和4年度から 令和8年度までの 5年間
 (単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道 路 (美沢18線道路整備事業)	美瑛町	234,079	149,342	84,737	84,600
観光又はレクリエーションに関する施設 (ジオパーク拠点施設整備事業 他1事業)	美瑛町	105,300	0	105,300	105,300
経営近代化施設 (白金牧場育成舎改修事業)	美瑛町	50,000	25,000	25,000	25,000
合計		389,379	174,342	215,037	214,900

議案第10号

請負契約の締結について

下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

工事名	契約の方法	契約金額	契約先
スポーツセンター アリーナ改修工事	指名競争入札 による落札	円 97,570,000	美瑛町西町1丁目1番2号 株式会社 清水組 代表取締役 古川 博士

(参考資料)

工事内容	工期	その他
直接仮設、屋根改修、外 壁改修、破風補修 各一式	自 本契約の翌日 至 令和4年11月30日	入札指名業者名 1. 株式会社 アステック 2. 株式会社 清水組 3. 有限会社 新栄建設 4. 有限会社 大創ホーム 第1回目落札(落札率99.6%)

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年6月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

住 所	美瑛町字藤野第1
氏 名	高 橋 徹
生年月日	昭和 年 月 日生

報告第1号

令和3年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和3年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和4年6月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

令和3年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
2. 総務費	1. 総務管理費	スマート行政推進事業	6,743	6,743		国庫支出金 5,000	1,743
		総合行政情報システム (Reams. NET)管理事業	2,733	2,733		国庫支出金 2,733	0
		地域情報通信基盤管理運営事業	2,408	2,408			2,408
		移住定住促進民間賃貸住宅家賃 助成事業	698	698			698
3. 民生費	1. 社会福祉費	住民税非課税世帯等臨時特別給 付金事業	17,247	17,247		国庫支出金 17,247	0
6. 農林水産業費	1. 農業費	担い手確保・経営強化支援事業	46,500	46,500		道支出金 46,450	50
7. 商工費	1. 商工費	電子地域通貨運営事業	8,634	8,634			8,634
10. 教育費	2. 小学校費	美瑛小学校改修事業	13,156	13,156		国庫支出金 4,456 地方債 8,700	0
		学校保健特別対策事業（3月補正 分）	4,500	4,500		国庫支出金 4,250	250
	3. 中学校費	学校保健特別対策事業（3月補正 分）	1,800	1,800		国庫支出金 1,500	300
		情報教育推進事業	1,708	1,708		国庫支出金 853	855
合 計			106,127	106,127	0	91,189	14,938

報告第2号

令和3年度美瑛町一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和3年度美瑛町一般会計事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和4年6月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

令和3年度美瑛町一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出 負担 予 定 額	翌 年 繰 越 額	左の財源内訳			説 明
				支 出 済 額	支 出 未 済 額			既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一般財源	
6. 農林 水産業 費	1. 農業費	(繰越明許) 担い手確保・ 経営強化支援 事業	円 25,950,000	円 21,400,000	円 4,550,000	円 0	円 4,550,000	円 0	円 4,550,000	円 0	世界的な半導体不足・ コロナ禍による工場の 操業度の低下や物流の 停滞に加え3月上旬か らのウクライナ情勢の 影響により、機械の納 品ができなくなったた め
合	計		25,950,000	21,400,000	4,550,000	0	4,550,000	0	4,550,000	0	

報告第3号

美瑛町土地開発公社の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、美瑛町土地開発公社の経営状況について、別紙のとおり報告する。

令和4年6月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

令和3年度 事業報告

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

1 事業の概要

美瑛町土地開発公社は、地域の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的に、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地開発公社として昭和48年に設立し、公共用地等を計画的に整備・造成し、うるおいある豊かなまちづくりに貢献してまいりました。

令和3年度の事業としては、平成10年度に造成した「びぼうし住宅団地」の分譲地4区画について、パンフレットによる周知、町ホームページの移住サイトからの閲覧及び町公式フェイスブックによる周知など効果的に情報発信を行い、また、新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急事態宣言が解除された10月以降の移住・交流フェア等各種イベントにおいてPR活動を行うなど販売促進に取り組みました。

令和3年度については、1件の申し込みがあり、次年度において契約、売り払いを行い、またPR活動について引き続き取り組んでまいります。

2 貸借対照表 (令和4年3月31日現在)

(単位：円)

資産の部		負債・資本の部	
科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産		固定負債	
現金及び預金	6,373,364	長期借入金	10,234,600
事業未収金	828,846	負債の部合計	10,234,600
公有用地	19,211,091		
完成土地	18,272,968	資本の部	
		資本金	
		基本財産	3,000,000
		準備金	
		前期繰越準備金	31,711,476
		当期純損失	259,807
		資本の部合計	34,451,669
資産の部合計	44,686,269	負債・資本の部合計	44,686,269

3 財産目録（令和4年3月31日現在）

（単位：円）

（1）資産の部

流動資産

①現金預金

ア 普通当座預金	北海道銀行美瑛支店	3,373,364	
イ 定期預金	北海道銀行美瑛支店	3,000,000	6,373,364

②事業未収金	大町団地		828,846
--------	------	--	---------

③公有用地	美馬牛駅前広場		19,211,091
-------	---------	--	------------

④完成土地	びばうし住宅団地		18,272,968
-------	----------	--	------------

資産合計 44,686,269

（2）負債の部

固定負債

①長期借入金	美瑛町財政調整基金		10,234,600
--------	-----------	--	------------

負債合計 10,234,600

純正味財産 34,451,669

4 損益計算書（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

（単位：円）

（1）事業収益

①公有地取得事業収益		0
------------	--	---

（2）事業原価

①公有地取得事業原価		0
------------	--	---

（3）販売費及び一般管理費

①人件費	58,500	
------	--------	--

②経費	205,867	264,367
-----	---------	---------

事業損失 264,367

(4) 事業外収益

①受取利息	60	
②雑収益	4,500	4,560

(5) 事業外費用

①支払利息		0
-------	--	---

經常損失 259,807

当期純損失 259,807

令和4年度事業計画及び収支計画
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

1 事業計画

当会社が保有する土地について、地域コミュニティの振興や地域の活性化に向け、適正な管理及び処分等を行ってまいります。

「びばうし住宅団地」においては、昨年申込みのあった1件について売買手続を進めるとともに、昨年に引き続き移住・定住促進事業と連携し、PR活動等情報発信の強化及び販売促進に努めます。

また、「美馬牛駅前広場」の宅地造成については、「びばうし住宅団地」残分譲地3区画の販売状況や住宅状況等を踏まえながら、地域において快適な住環境の形成に努め、うるおいある豊かなまちづくりに寄与してまいります。

2 収支計画

収 入

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
1 事業収入	4,986,000	土地売却収入
2 事業外収入	6,000	
(1) 利子収入	1,000	預金利息
(2) 雑収入	5,000	北電等電柱土地使用料
3 借入金	1,000	短期借入金
4 繰越金	6,373,000	
(1) 現金・預金	3,373,000	
(2) 基本財産	3,000,000	
計	11,366,000	

支 出

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
1 事業費	6,000	
(1) 土地取得費	2,000	
(2) 土地造成費	4,000	宅地造成費
2 管理費	290,000	
(1) 事業管理費	137,000	保有地草刈
(2) 一般管理費	153,000	報酬、法人税
3 借入償還金	5,000,000	長期借入金
4 事業外支出	1,000	
5 繰越金	6,069,000	
(1) 現金・預金	3,069,000	
(2) 基本財産	3,000,000	
計	11,366,000	

報告第4号

有限会社美瑛物産公社の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社美瑛物産公社の経営状況について、別紙のとおり報告する。

令和4年6月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第17期営業報告

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

1 営業の概要

(1) 営業の経過及び成果、課題

有限会社美瑛物産公社は、都市部との交流、地域振興の推進等を目的に、美瑛町、美瑛町農業協同組合、美瑛町商工会、美瑛町商工業協同組合が出資し、平成18年1月に設立されました。当初は、物産販売施設「丘のくら」の運営を行っていましたが、ふれあい館ラヴニールのホテル部門及び体験交流部門も含めた地域資源活用総合交流施設全体の指定管理者となり、販売、宿泊、体験、レストラン運営等、業務の幅を広げてまいりました。更に平成30年度と令和元年度には、道の駅びえい「白金ビルケ」売店と青い池売店がそれぞれオープンする等、徐々に販売拠点を拡大し、現在に至っております。これらの施設は、地域住民や観光客等多くの方に利用されており、町民生活の質的向上や、地域経済の活性化、雇用の創出に大きな役割を果たしています。

令和3年度における経済状況は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、緊急事態宣言の発令等によって経済活動が大きく制限され、観光入込数は、前年より20万人（約18パーセント）減の106万人となりました。当社が運営する各施設の来場者数も前年より11万人（約22パーセント）減の39万人となり、厳しい状況が続きました。退職者分の人員不補充や期末手当の支給見送り等による人件費の抑制をはじめ、大幅な経費の削減を進めたものの、売上減少額を補うことができず、第17期の決算は、21,606千円の当期純損失となり、56,600千円の債務超過となりました。

今後においても、先が見えない状況が続いていることから、従来の経営に捉われず、営業経費の削減と顧客ニーズに応じた売上強化に力を入れ、債務超過の解消に向け、努力してまいります。

(2) 営業成績及び財産の状況の推移

総売上高	158,713,967円
経常損失	21,525,483円
当期純損失	21,605,516円
総資産	21,087,887円

2 貸借対照表

令和4年3月31日現在

(単位：円)

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	21,087,887	流動負債	12,688,029
現金・預金	9,609,419	買掛金	4,271,369
売掛金	4,146,733	未払費用	4,221,318
棚卸し	7,219,676	未払法人税等	80,000
未収金	112,059	未払消費税等	1,877,300
		預り金	2,238,042
		固定負債	65,000,000
		長期借入金	65,000,000
		純資産	△56,600,142
		資本金	5,000,000
		利益剰余金	△60,700,142
		自己株式	△900,000
資産の部合計	21,087,887	負債・純資産の部合計	21,087,887

3 損益計算書（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

(単位：円)

(営業損益の部)

(1) 総売上高

飲食部門	14,225,306	
物販部門	27,580,948	
宿泊部門	43,433,161	
体験部門	2,083,240	
委託販売手数料	3,785,911	
施設使用料	148,418	
受託業務部門	3,500,000	
ビ・エールカフェ	3,473,930	
白金ビルケ店	26,242,890	
青い池売店	<u>34,240,163</u>	158,713,967

(2) 売上原価			
期首棚卸高	8,486,228		
仕入高	63,181,546		
期末棚卸高	<u>6,900,932</u>	<u>64,766,842</u>	
売上総利益			93,947,125
(3) 販売費および一般管理費			
販売費	66,682,559		
一般管理費	<u>60,124,792</u>	<u>126,807,351</u>	<u>126,807,351</u>
営業損失			32,860,226
(営業外損益の部)			
(4) 営業外収益			
受取利息及び配当金	278		
その他雑収入	<u>11,400,868</u>	11,401,146	
(5) 営業外費用			
支払利息	49,993		
雑損失	<u>16,410</u>	<u>66,403</u>	<u>11,334,743</u>
経常損失			<u>21,525,483</u>
税引前当期純損失			21,525,483
法人税及び住民税			<u>80,033</u>
当期純損失			<u>21,605,516</u>

4 財産目録

令和4年3月31日現在

(単位：円)

科目	金額	摘要
普通預金	6,995,018	北海道銀行美瑛支店
	171,002	旭川信用金庫美瑛支店
	180,668	美瑛町農業協同組合
	53,257	住信SBIネット銀行
現金	2,209,474	小口現金(釣り銭等)
計	9,609,419	

第18期事業計画及び収支計画

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

1 事業計画

当社の経営状況は、新型コロナウイルス感染症の影響による旅行需要の低迷等により、全部門において売上げが大きく減少しており、利益を確保することが困難な状態が続いています。

令和4年度においては、新型コロナ関連融資による借入金の返済が始まることから、これまで進めてきた人件費を主とした固定費の削減に加え、変動費の削減を本格的に進め、損益分岐点を引き下げることで利益を生みやすい経営体質への転換と財務状況の改善に向け取り組んでまいります。今年に入って旅行需要の回復傾向がみられるようになってきたことから、ウィズコロナ・ポストコロナを見据え、ツーリズムの変化に対応したマーケティングや新たな宿泊プランの造成に取り組むとともに、町内2か所の道の駅等の販売施設を活用し、白金エリアと市街地の周遊を促進する取り組みを進めてまいります。また、道の駅を会場にしたイベントの開催や電子地域通貨「Beコイン」の活用による地域への還元を図ることで町民の利用を促進し、地域の皆さまに愛される施設となるよう努めてまいります。

2 収支計画

収 入

(単位：円)

科目	予算額	摘要
1 営業収益	270,120,000	
(1) 飲食販売収益	72,422,000	食堂、軽食、飲み物等
(2) 物販販売収益	110,148,000	特産品展示販売
(3) 宿泊料	53,449,000	ホテル宿泊料等
(4) 体験使用料	556,000	体験使用料
(5) 委託販売収益	13,293,000	委託販売手数料
(6) 施設使用料	252,000	エントランス広場使用料
(7) 受託業務収益	20,000,000	指定管理委託料等
2 営業外収益	2,800,000	預金利息、自販機手数料他
収入合計	272,920,000	

支 出

(単位：円)

科目	予算額	摘要
1 営業費用	256,406,000	
(1) 仕入原価	107,091,000	飲食、物販、体験
(2) 一般管理費	77,531,000	修繕費、消耗品費、光熱水費他
(3) 販 売 費	71,784,000	人件費、法定福利費
2 租税公課	4,584,000	消費税、法人事業税
支出合計	260,990,000	

報告第5号

一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について、別紙のとおり報告する。

令和4年6月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第13期事業報告

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

1 事業の概要

(1) 事業の経過及び成果

本機構は、本町の基幹産業である農業の活性化を図るため、地域農業を担う人づくり、その他農業構造の改善に資するための事業を行うことにより、農業の生産性の向上を図り、地域農業の振興に寄与することを目的として設立され、以来、農業振興に資する各種取り組みを推進してきました。

担い手育成対策事業では、北海道農業公社等の各種支援事業を活用するとともに、美瑛町担い手総合推進事業による各種支援・助成事業を実施し、優れた担い手の確保・育成に努めました。また、町より指定管理を受けた農業担い手研修センターの管理運営では、実践農場を活用した技術研修を行うとともに、営農に不可欠な経営管理、栽培管理及び農業関連制度等を学ぶ座学研修を実施するなど、新規就農者の育成に努めました。

土づくり対策事業では、緑肥事業、堆肥運搬支援事業を実施し、農地の地力の維持向上に努めました。

経営所得安定対策では、国の交付金事務の迅速な事業推進に努め、農業者の所得確保と農業経営の安定化を図りました。また、美瑛町農業再生協議会が申請主体となる国庫補助事業として、産地全体の底上げを図る産地パワーアップ事業に係る各種事務や協議について取り進めました。

農業技術研修センターでは、新型コロナウイルス感染症対応のため施設の利用を一時休止しましたが、土壌診断業務、農産物の研究試験栽培、温室・トマトハウスや町民農園の管理、農産物加工研修に取り組み、農業を通じた町民との交流と情報交換の場として施設の活用を図りました。

このほか、地域の共同活動を支援する広域環境保全協議会やアライグマ被害対策支援等の事業に取り組みました。

(2) 事業成績及び財産の状況の推移

経常収益	144,367,980円
経常費用	144,504,793円
当期正味財産増減額	△136,813円
正味財産期首残高	4,578,159円
正味財産期末残高	4,441,346円

2 貸借対照表

令和4年3月31日現在

(単位：円)

資産の部		負債・正味財産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	9,415,057	流動負債	4,973,711
現金・預金	7,676,014	未払金	4,548,624
未収金	1,382,444	預り金	425,087
立替金	356,599	正味財産	4,441,346
		正味財産	4,441,346
資産の部合計	9,415,057	負債・正味財産の部合計	9,415,057

3 財産目録

令和4年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
普通預金	7,676,014	美瑛町農業協同組合本所
計	7,676,014	

4 正味財産増減計算書（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

（単位：円）

科 目	金 額
1 経常収益	
（1）基本財産運用益	183
（2）事業収益	46,867,110
（3）受取負担金	34,247,080
（4）受取補助金	62,342,301
（5）雑収益	911,306
経常収益計	144,367,980
2 経常費用	
（1）運営費	45,919,882
（2）担い手育成対策事業	20,318,118
（3）土づくり対策事業	56,903,199
（4）指定管理事業	16,978,430
（5）農業振興総合対策事業	4,385,164
経常費用計	144,504,793
当期経常増減額	△136,813
3 経常外収益	
（1）経常外収益	0
経常外収益計	0
4 経常外費用	
（1）経常外費用	0
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
当期正味財産増減額	△136,813
正味財産期首残高	4,578,159
正味財産期末残高	4,441,346

第 1 4 期事業計画及び収支計画

(令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで)

1 事業計画

地域農業を担う人づくりと地域農業の振興に寄与することを目的に、関係機関との連携を図り、担い手育成対策、土づくり対策、各種国庫補助事業の計画策定、経営所得安定対策を行う農業再生協議会の事務局、アライグマ被害対策支援、農業技術研修センター等の指定管理及びアスパラガス・ラズノーブルの生育試験など、農業振興に資する各事業を実施してまいります。

2 収支計画

収 入

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
1 基本財産運用収入	1,000	基本財産利息
2 負担金収入	41,429,000	
(1) 町負担金	22,385,000	
(2) 農協負担金	19,044,000	
3 補助金収入	60,047,000	中山間補助金
4 事業収入	49,890,000	堆肥運搬支援事業、受託事業等
5 雑収入	203,000	
6 繰越金	1,000,000	
計	152,570,000	

支 出

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
1 運営費	50,624,000	給料、賃金、賃借料等
2 事業費	100,946,000	
(1) 担い手育成対策事業	15,049,000	担い手育成支援等
(2) 土づくり対策事業	65,245,000	緑肥、堆肥運搬支援等
(3) 農業振興総合対策事業	4,536,000	アライグマ被害対策等
(4) 指定管理事業	16,116,000	農業技術研修センター等指定管理
3 予備費	1,000,000	
計	152,570,000	

報告第6号

一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況について、別紙のとおり報告する。

令和4年6月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第10期事業報告

(令和3年4月1日から令和4年3月31日)

1 事業の概要

(1) 事業の経過及び成果

第10期における丘のまちびえい活性化協会の活動は、前年から続く新型コロナウイルスの感染拡大の状況と、それに伴う国内外の社会状況の変化に対応しながら、町内の多角的な課題の解決に向けて各種事業を展開してまいりました。

DMO推進事業においては、コロナ禍によりインバウンドの需要がほぼ無くなり、国内においても旅のスタイルに変化が生じる状況の中での事業展開となりましたが、通過型観光から滞在型観光へとモデルチェンジを図るべく、農商観の多様な観光資源を組み合わせた体験型観光商品を開発し、旅行会社等と連携しながら販売しました。また、インターネット上で体験プログラムを取り扱うOTA（オンライン・トラベル・エージェント）との契約を増やし、オンラインでの販売体制を強化しました。情報発信においては、公式サイト、SNS、ガイドブック、プロモーション動画の制作・放映など多種多様な方法を用いて、コロナ禍により旅行に出かけられない美瑛ファンに向けた有意義な情報提供に努めました。さらに、観光客受入の態勢整備のため、農業と観光、町の成り立ちについて説明を行うガイドの人材育成及び美瑛ファンの裾野を広げるための取り組みとして「インタープリテーションガイド認定プログラム」によるファンガイド講座を開催し、オンラインでの配信も行いました。

地域活性化事業におけるブランディング事業では、美瑛町の厳選された特産品等のプレミアムブランド「ビエイティフル」の商品1点を新規に認定し、ブランドイメージの推進に努めました。また、モデルショップ事業においては、ハンドメイドショップ「ラコリーヌ」の運営協議会による店舗運営を支援することで、まちなかの賑わいづくりに努めました。

丘のまち交流館ビ・エールの指定管理事業においては、コロナの感染防止対策を施しながら、町民が快適に利用できるよう環境整備に努めて運営しましたが、施設の年間延べ利用者数は、前年比2千人減の7万2千人となりました。また、道の駅びえい「白金ビルケ」の指定管理事業においても、白金エリアの観光拠点として、観光客が気持ちよく訪れることのできる道の駅となるよう施設の適切な管理運営に努めました。年間延べ来訪者数は、前年比5万4千人減の32万5千人となり、前年に引き続き新型コロナウイルス

の影響を大きく受ける結果となりました。

(2) 事業成績及び財産の状況

経常収益	104,564,858円
経常費用	104,044,768円
当期正味財産増減額	200,290円
正味財産期首残高	7,853,358円
正味財産期末残高	8,053,648円

2 貸借対照表

令和4年3月31日現在

(単位：円)

資産の部		負債・正味財産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	13,518,322	流動負債	5,464,674
現金・預金	13,329,650	未払金	4,696,210
未収金	187,672	未払法人税	319,800
前払金	1,000	預り金	△1,336
		前受金	150,000
		敷金	300,000
		正味財産	8,053,648
		正味財産	8,053,648
資産の部合計	13,518,322	負債・正味財産の部合計	13,518,322

3 財産目録

令和4年3月31日現在

(単位：円)

科目	金額	摘要
普通預金	7,109,912	美瑛町農業協同組合本所
	4,838,387	旭川信用金庫美瑛支店
	1,251,351	北海道銀行美瑛支店
現金	130,000	小口現金（釣り銭等）
計	13,329,650	

4 正味財産増減計算書（令和3年4月1日から令和4年3月31日）

（単位：円）

科目	金額
1 経常収益	
（1）基本財産運用収入	234
（2）補助金収入	61,400,000
（3）負担金収入	35,353,500
（4）使用料収入	2,841,454
（5）事業収入	3,672,869
（6）雑収入	1,294,601
（7）売上収入	2,200
経常収益計	104,564,858
2 経常費用	
（1）運営費	32,621,509
（2）産業振興研修助成事業	0
（3）DMO推進事業	23,499,063
（4）CRM事業	924,000
（5）滞在プログラム開発事業	777,910
（6）国際観光交流推進事業	32,713
（7）美瑛ブランディング事業	6,250,893
（8）モデルショップ事業	547,773
（9）活性化交流施設管理運営事業	25,066,853
（10）白金観光拠点施設管理運営事業	14,324,054
経常費用計	104,044,768
当期経常増減額	520,090
3 経常外収益	
（1）経常外収益	0
経常外収益計	0
4 経常外費用	
（1）経常外費用	0
経常外費用計	0

当期經常外増減額	0
税引前当期一般正味財産増減額	520,090
法人税、住民税及び事業税	319,800
当期正味財産増減額	200,290
正味財産期首残高	7,853,358
正味財産期末残高	8,053,648

第11期事業計画及び収支計画
(令和4年4月1日から令和5年3月31日)

1 事業計画

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の状況は、2年以上に渡って続いているところですが、第11期の事業を推進するに当たっては、今後のコロナの感染状況の変化を見極めながら、「ウィズコロナ」の事業推進と「アフターコロナ」を見据えた事業の展開を図ってまいります。また、美瑛町のDMOを推進する上での指針である「美瑛町観光マスタープラン」及び「丘のまちびえい活性化プラン」に基づき、産業連携による今後のまちづくりに向けて、引き続き各関係機関やまちづくり団体と包括的に協議しながら各種事業を実施してまいります。

DMO推進事業では、引き続き「持続可能な『日本で最も美しい村』観光地マネジメント」を目標に掲げ、農業と観光の共生、住民と観光客の共生を目指し、観光客の満足度向上と地域経済の発展、住民幸福度の向上を図るため、地域DMOとして観光まちづくりを進めてまいります。これまで、地域住民と協同で体験型観光商品の開発を行い、販売・受入れ態勢の構築を図ってまいりましたが、これらの更なる磨き上げを行うことで販売を強化し、美瑛町のファンづくりに努めるとともに、美瑛町全体の魅力について情報発信を強化することにより、観光関連産業の売上増につなげ、ひいては地域全体の経済が潤うよう取り組んでまいります。

地域活性化事業では、町の厳選された特産品の認定制度「ビエイティフル」の認知拡大を推進するとともに、町内の手作り作品の作家が集まり運営している、ハンドメイドショップ「ラコリーヌ」のモデルショップ事業を推進してまいります。また、新規事業としてカーシェアリング実証事業を実施し、本町におけるカーシェアリングの可能性を検証し、関係人口の創出・拡大に努めてまいります。

指定管理事業では、丘のまち交流館ビ・エールでのギャラリー展示や各種事業展開の強化を図り、魅力ある施設運営を行います。また、道の駅びえい「白金ビルケ」においては、青い池等を訪れる観光客等に対しての情報発信拠点として、アクティビティ提供や物産販売等を通して町の魅力を伝えていくとともに、道の駅としての魅力を高めてまいります。

2 収支計画

収 入

(単位：円)

科目	予算額	摘要
1 基本財産運用収入	3,000	基本財産利息
2 補助金収入	59,089,000	町補助金
3 負担金収入	33,207,000	指定管理料
4 使用料収入	3,314,000	施設使用料
5 事業収入	2,646,000	DMO事業収入
6 雑収入	3,238,000	光熱水費等
計	101,497,000	

支 出

(単位：円)

科目	予算額	摘要
1 運営費	40,255,000	人件費、賃借料他
2 事業費	61,242,000	
（1）地域DMO推進事業	11,791,000	
（2）地域活性化事業	9,982,000	
（3）活性化交流施設管理運営事業	23,302,000	ビ・エール施設管理運営
（4）白金観光拠点施設管理運営事業	16,167,000	道の駅びえい「白金ビルケ」施設管理運営
計	101,497,000	

発議第1号

令和4年6月17日

美瑛町議会議長 佐藤晴観 様

提出者議員 八木幹男

賛成者議員 大坪正明

賛成者議員 野村祐司

賛成者議員 桑谷 覺

美瑛町まちづくり事務審査特別委員会の設置について

次のとおり、美瑛町まちづくり事務審査特別委員会を設置するものとする。

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 名 称 | 美瑛町まちづくり事務審査特別委員会 |
| 2 | 設置の根拠 | 地方自治法第109条及び美瑛町議会委員会条例第4条 |
| 3 | 目 的 | まちづくりに関する基本的な理念、基本的な方針及び総合的な長期計画の策定に関する調査もしくは審査を行うため。 |
| 4 | 委員の定数 | 13名（議長を除く全議員） |
| 5 | 期 間 | 調査終了の日まで |
| 6 | 付 議 事 件 | 美瑛町の自治及び産業振興に関する基本理念、基本的方針並びに総合的かつ計画的な町政運営を図るための指針等について |

発議第2号

美瑛町議会会議規則の一部改正について

美瑛町議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定したいので、地方自治法第112条及び美瑛町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年6月17日

提出者 議員 桑 谷 覺
賛成者 議員 大 坪 正 明
賛成者 議員 野 村 祐 司

提案理由

二元代表制の一翼を担う議会の存在と役割がますます重要になってきている中、時代にふさわしい美瑛町議会のあり方について調査研究を行い、かつ、不断の議会改革に取り組むため、美瑛町議会会議規則の一部を改正するものである。

美瑛町議会会議規則の一部を改正する規則

美瑛町議会会議規則（昭和62年美瑛町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第18章を次のように改める。

第18章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第128条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

- 2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
- 3 前項の規定により協議等の場を設けるに当たっては、名称、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。
附則の次に次の別表を加える。

別表（第128条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	執行機関からの議案取扱い及び議会運営に関する協議又は調整の場とする。	全議員	議長
議会改革検討委員会	議会のあり方について、調査研究を進めるための協議又は調整の場とする。	副議長、議会運営委員長、各常任委員長及び副委員長、議長が指名した議員	議会改革検討委員長

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

意見書案第2号

森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

令和4年6月17日

提出者	議員	高田	紀子
賛成者	議員	保田	仁
賛成者	議員	八木	幹男

森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進することが必要である。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策を更に進め、森林・林業・木材産業によるグリーン成長が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を一層推進するため、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年6月17日

美瑛町議会議長 佐藤 晴 観

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
総務大臣 殿
文部科学大臣 殿
農林水産大臣 殿
経済産業大臣 殿
国土交通大臣 殿
環境大臣 殿
復興大臣 殿

意見書案第3号

食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

令和4年6月17日

提出者	議員	大坪正明
賛成者	議員	野村祐司
賛成者	議員	山本賢一

食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書

世界を巡る情勢では、新型コロナウイルス終息後の需要回復を見込んだ原油等の価格上昇やロシアによるウクライナ侵攻の長期化などにより、原油・生産資材や穀物相場の高騰が続いており、各国では国民生活に必要な食料の安定供給を図る食料安全保障を最重要課題として自国の食料生産の施策を強化しています。

一方、我が国においては、2020年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、2030年度までに食料自給率を45%に引き上げる目標を掲げていますが、2020年の自給率は37%と依然として低い状態にあります。また、第1次産業を主体とする農村地域においては、高齢化と人口減少等が加速し続け、担い手の確保や耕作放棄地の増加などの課題を抱えるなかで、近年多発する自然災害などにより食料生産の基盤が脆弱化しています。

加えて、コロナ禍による農畜産物の需要減退と在庫が増大し、農畜産物価格が低下する一方、食料生産に欠かせない燃油や飼料・肥料など生産資材価格等が歴史的な高騰を続け、農業経営を圧迫させる危機的状況にあります。また、我が国においては、食料とエネルギーを輸入に依存しているため、食料品等の値上げが相次ぎ、国民生活への影響が懸念され、特に有事の際の食料をいかに確保するのか、食料安全保障の観点から、食料自給率向上を図る国内生産の基盤強化、所得補償政策の充実や燃油・資材高騰対策、備蓄制度の見直しなど新たな施策と予算の確保が不可欠となっています。

つきましては、食料の安定供給と農業の持続的発展のため、我が国の食料安全保障の強化と国民への理解醸成が図られますよう下記内容を要望します。

記

- 1 世界情勢の不安定化が今後も続くことが懸念されることから、政府が4月に示した「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」の速やかな実施とともに、現場の経営悪化の状況も踏まえ、継続的な対策として拡充・強化すること。
- 2 食料安全保障の強化に向けて、自国の食料は自国で生産・消費するという考えを広く国民に理解醸成を図るとともに、食料の安定供給の確保は国の基本的な責務として、将来を見据えた大胆な施策と新たな予算の確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月17日

美瑛町議会議長 佐藤晴観

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
農林水産大臣 殿

意見書案第4号

地方財政の充実・強化に関する意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

令和4年6月17日

提出者	議員	保	田	仁
賛成者	議員	高	田	紀子
賛成者	議員	青	田	知史

地方財政の充実・強化に関する意見書

現在、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展にともなう子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られています。これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、以下の事項の実現を求めます。

記

- 1 社会保障の維持・確保、防災・減災また脱炭素化対策、地域活性化に向けた取り組みや、デジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。

- 2 新型コロナワクチン接種の体制確保、感染症対応業務のみに限定しない保健所体制・機能の全体的な強化、その他の新型コロナウイルス対応事業や地域経済の活性化までを見据えた十分な財源措置を図ること。
- 3 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。また、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
- 4 2021年11月に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」における看護、介護、保育など新型コロナ感染症対策等と少子高齢化への対応が重なる職種の処遇改善事業について、2021年度補正予算で補助金が創設されたが、より多くの職場で改善が図られるよう、対象職種の拡大や事業の継続・拡大に向け、必要な予算確保や制度改善を行うこと。
- 5 デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化に向け、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材・財源を含めた対応を行うこと。
- 6 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円については持続可能な地域社会の維持・発展に向けて恒久的な財源とすること。また、同規模の財源確保はもとより、その拡充を含めて検討すること。
- 7 会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、更なる財政需要を十分に満たすこと。
- 8 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。

9 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める地方公共団体への譲与額を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。

10 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。あわせて、地方の安定的な財源確保に向けて、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。また、今後、国の施策の一環として、各種税制の廃止や変更、また減税等を検討する際は、地方の財政運営における予見性を損なわないよう、十分に地方団体等の意見を反映し、慎重に検討すること。

11 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月17日

美瑛町議会議長 佐藤晴観

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

総務大臣 殿

厚生労働大臣 殿

内閣府特命担当大臣（地方創生担当） 殿

内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当） 殿

意見書案第5号

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

令和4年6月17日

提出者	議員	高	田	紀	子
賛成者	議員	保	田		仁
賛成者	議員	山	本	賢	一

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。2006年、この制度における国の負担率が1/2から1/3に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を1/2へと復元することが重要です。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において段階的に35人以下学級が実現することとなりました。しかし、中学・高校については依然として「検討」にとどまっています。

さらに、小学校高学年の教科担任制及び小学校における35人学級実現のための教職員定数改善が4,690人であるのに対し、自然減や配置の見直しなどにより6,912人の減少となっており、教職員増とはなっていません。早急に「30人以下学級」を実現し、実質的な教職員増としていく必要があります。

21年12月に文科省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護率は、全国で14.52パーセント（7人に1人）、北海道においては全国で8番目に高い18.30パーセント（5人に1人）となっており、依然として厳しい実態にあります。また、教育現場では給食費・修学旅行費などの私

費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じています。

さらに、「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要があります。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現など、以下の項目について地方自治法第99条に基づき、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう意見します。

記

- 1 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求めます。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を1/2に復元されるよう要請します。
- 2 「30人以下学級」の早期実現に向けて、小学校1年～中学校3年の学級編制標準を順次改定するよう求めます。当面、中学・高校への「35人以下学級」拡大を求めます。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請します。
- 3 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うよう要請します。
- 4 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化に対する所得制限の撤廃など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月17日

美瑛町議会議長 佐藤晴観

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
総務大臣 殿
文部科学大臣 殿
内閣府特命担当大臣（地方創生担当） 殿

意見書案第6号

2022年度北海道最低賃金改定等に関する意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

令和4年6月17日

提出者	議員	山本賢一
賛成者	議員	保田仁
賛成者	議員	増山和則

2022年度北海道最低賃金改定等に関する意見書

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしはコロナ禍で一層厳しく、特に、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも45.1万人と、給与所得者の27.3パーセントに達しています。また、道内の全労働者216万人(内パート労働者64.7万人)の内、39万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている実態にあります。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

経済財政運営と改革の基本方針2021において「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」ことが堅持され、令和3年度北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、同様の内容を表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、新型コロナウイルス感染症が収束した際の個人消費にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和4年度の北海道最低賃金の改定に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 「地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円になることを目指す」ことが堅持された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。
- 2 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額1,042円）を下回らない水準に改善すること。
- 3 厚生労働省の業務改善助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図ること。同時に、中小企業に対する賃上げしやすい環境整備、支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を図るよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月17日

美瑛町議会議長 佐藤晴観

北海道労働局長 殿

北海道地方最低賃金審議会長 殿

(別 紙)

令和4年6月17日

議員の派遣について

次のとおり議員を派遣する。

1 北海道町村議会議員研修会

- (1) 目 的 分権時代に対応した議会の活性化に資する。
- (2) 派遣場所 札幌市 札幌コンベンションセンター
- (3) 期 間 令和4年7月6日
- (4) 派遣議員 全議員

2 全道議会広報研修会

- (1) 目 的 議会広報の向上、発展に資する。
- (2) 派遣場所 札幌市 ホテルポールスター札幌
- (3) 期 間 令和4年8月23日
- (4) 派遣議員 増山和則議員、山本賢一議員、坂田美香議員、
青田知史議員

令和4年6月17日

美瑛町議会議長 佐藤晴観様

総務文教常任委員会委員長 大坪正明

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 調査事項 | (1) 総務課の所管に関する事。
(2) まちづくり推進課の所管に関する事。
(3) 税務課の所管に関する事。
(4) 住民生活課の所管に関する事。
(5) 保健福祉課の所管に関する事。
(6) 教育委員会の所管に関する事。
(7) 選挙管理委員会の所管に関する事。
(8) 監査委員の所管に関する事。
(9) 病院事業に関する事。
(10) 総務文教に関する事。
(11) 他の常任委員会に属さない事務 |
| 2 調査目的 | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。 |
| 3 調査方法 | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣 |
| 4 調査期間 | 令和4年6月定例議会から次期定例議会まで |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外 |

令和4年6月17日

美瑛町議会議長 佐藤晴観様

産業経済常任委員会委員長 野村祐司

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 調査事項 | (1) 商工観光交流課の所管に関する事。
(2) 文化スポーツ課の所管に関する事。
(3) 農林課の所管に関する事。
(4) 建設水道課の所管に関する事。
(5) 農業委員会の所管に関する事。
(6) 産業経済に関する事。 |
| 2 調査目的 | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。 |
| 3 調査方法 | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣 |
| 4 調査期間 | 令和4年6月定例議会から次期定例議会まで |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外 |

令和4年6月17日

美瑛町議会議長 佐藤晴観様

議会運営委員会委員長 桑谷 覺

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第3項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条第2項の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 調査事項 | (1) 議会の運営等に関する事項
(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等
(3) 議長の諮問に関する事項
(4) 専決処分の委任に関する事項 |
| 2 調査目的 | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。 |
| 3 調査方法 | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣 |
| 4 調査期間 | 令和4年6月定例議会から次期定例議会まで |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外 |